

# 委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **（Web会議【発注者指定型】）**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（Web検査【発注者指定型】）**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）**

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### **（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）**

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### **（本業務の特記仕様事項）**

**第11条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 6 阿土 富岡港 阿南・豊益 導流堤修繕設計業務  
特記仕様書

第1条 業務目的

本業務は、令和元年度実施の点検診断において消波ブロックの破損・移動・散乱が確認された、防砂導流堤(B-4-01)堤頭部の修繕設計を行うものである。

第2条 業務内容

1 設計計画

本業務の趣旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

2 資料収集・整理

業務を遂行するために必要な既往資料を収集・整理する。既往資料は維持管理計画書、近辺で実施した地質調査資料等である。

3 利用・自然条件設定

導流堤の安定計算に用いる潮位、波浪、材料、地質等の条件を整理・設定する。

4 土質資料整理解析

上記2で収集した近辺のボーリング結果から、計画位置における地層断面や土質条件を設定する。

5 波浪変形計算

沖波地点から計画位置までの屈折・回折の波浪変形計算をエネルギー平衡方程式を用いて解析し、計画位置での換算沖波波高( $H0'$ )を求める。

6 設計波の算定

設計波高は、5項の換算沖波波高( $H0'$ )に浅水変形及び砕破変形を考慮し、計画位置の設計波高を算定する。

7 安定性の照査(1)

重力式区間を対象に設計波浪による防波堤本体の安定計算と、消波ブロックの必要重量を算定する。

8 安定性の照査(2)

捨石被覆式区間を対象に、被覆石及び消波ブロックの必要重量を算定する。

9 消波ブロック比較検討

新設消波ブロックについて、重量・ブロック形状・配置形状等を比較し最適ブロック仕様を選定する。

10 施工計画

施工方法、施工手順、施工機械、材料搬入等の条件整理を行い、施工計画を立案する。

11 図面作成

設計計算と消波ブロックの比較検討結果に基づき、工事に必要な図面一式を作成する。

12 数量計算

設計図面に基づき、工事発注に必要な数量計算を行う。なお、数量算出にあたっては、「土木工事数量算出要領(徳島県)」に従い実施する。

13 概算工事費算出

数量の算出結果を用い、港湾請負工事積算基準等に従い概算工事費の算出を行う。

#### 1.4 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。

また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

#### 1.5 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。提出する成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書（紙媒体：A4 チューブファイル綴り） 1部
- ・ 電子成果品（電子媒体） 2部（正副各1部）

#### 1.6 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ時（1回）、成果納品時の計3回を基本とし、必要に応じて随時実施する。

関係機関打合せ協議は、関係機関として、那賀川河川国道事務所との協議を1回実施する。